

知北平和公園組合 火葬簿管理システム仕様書

1 目的

本事業は、火葬簿を管理するためのシステムを提供することを目的として実施する。

2 業務名

火葬簿管理システム更新業務

3 業務概要

火葬簿管理システムの構築及び運用・保守

4 業務期間

- (1) 構築期間 契約日～令和5年8月31日
- (2) 運用・保守期間 令和5年10月1日～令和10年9月30日

5 スケジュール

名称	内容
火葬簿管理システム構築	契約日～令和5年8月31日
操作研修等	令和5年9月1日～9月14日
仮運用開始日	令和5年9月15日
本運用開始日	令和5年10月1日

6 火葬簿管理システム構築要件

- (1) 火葬簿管理システムを斎場予約システム又は霊園管理システムのサーバー機器内に構築すること。
- (2) 午前7時から午後7時までの間いつでも利用できること。
- (3) 組合職員のPC端末から利用できること。
- (4) 現火葬簿管理システムが保有するの火葬簿データ（約80,000件）及び年間4,000件以上の火葬簿データの保存ができること。
- (5) 火葬簿管理システムの機能を「別紙1 機能一覧」「別紙2 火葬簿データ」「別紙3 統計資料」に基づき構築すること。なお、詳細については組合と協議して決定すること。

- (6) 複数の利用者が同時に火葬簿管理システムを利用した場合でも、各種データの整合が保たれる機能を有すること。
- (7) 既存の火葬簿管理システムのデータを移管すること。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本事業の目的を達成するために必要な内容や性質上当然必要になる内容については、記載の有無にかかわらず受託者の責任において完備すること。
- (9) 外字登録ができることが望ましい。現在、外字エディタで外字を作成し、武蔵システムの外字サーバで外字の管理を行っている。

7 火葬簿管理システム保守要件

- (1) 火葬簿管理システムの質疑やトラブルに対する問合せができること。
- (2) 問合せ窓口を一元化し、責任者及び担当者の連絡先を明記した保守体制図を提出すること。
- (3) 不測の事態が発生した場合は、遠隔操作又は来庁による保守運用サポートを迅速に行い、その結果を報告すること。
- (4) 主要機器（サーバー類）は、予期せぬハードウェア障害への対策がされていること。
- (5) 火葬簿管理システムを正常な状態で継続的に運用させるため、常時監視で保守対応できること。
- (6) 緊急時の対応として、本システムの各種データが格納されたデータベースを復旧できる環境と体制を整備すること。
- (7) 火葬簿管理システムを停止することなく、自動でバックアップデータを作成し、システム稼働領域とは別の場所に保存できること。
- (8) 火葬簿管理システムに障害が発生した場合は、バックアップデータを用い、前日までの状態に復旧できること。
- (9) 故障原因を特定するために必要なイベントログ等のファイルを確認できること。
- (10) 不測の事態が発生した場合、障害の切り分けやメンテナンスなどが実施できる機能を有すること。その際のセキュリティは万全であること。

8 火葬簿管理システムセキュリティ要件

- (1) 火葬簿管理システムの構築にあたってはセキュリティ対策・情報漏洩対策を講

じること。

- (2) セキュリティを担保するためのウイルス対策ソフトウェアが必要な場合は、受託者がその導入及び各種設定を実施すること。
- (3) 受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS:ISO/IEC27001)、プライバシーマーク若しくはそれらと同等以上の公的認証を継続的に取得していること。
- (4) 火葬簿管理システムに脆弱性が発見された場合は、OS やミドルウェア等のバージョンアップやパッチ手当など必要な対策を行うこと。
- (5) ウイルス対策ソフト開発元のアップデート後、速やかに適用作業を実施すること。また、最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行うこと。

9 実施体制

- (1) 責任者
責任者を定め、組合に報告すること。
- (2) スケジュール
スケジュールを作成し、組合に提出すること。

10 操作説明

- (1) 操作説明書の作成
火葬簿管理システムの操作説明書を作成し、納品すること。
- (2) 操作説明会の実施
組合職員に対して、火葬簿管理システムの操作方法に関する操作説明会を実施すること。

11 完了検査等

- (1) 完了検査
 - ① 火葬簿管理システムが本仕様書に示す要件を満たしたうえで本運用できることを検査するため、テスト運用及び修正対応を行う期間を設定すること。
 - ② 火葬簿管理システムが本仕様書に示す要件を満たさない場合は、速やかに修正対応すること。
- (2) 成果物
 - ① 火葬簿管理システム システム構築

- ② 操作説明書 電子データ（CD-R（pdf.形式、docx.形式）
及び紙1部

1.2 その他

(1) システム構築

火葬簿管理システムと斎場予約システムを合わせて構築することもできる。

(2) 再委託

① 一括再委託の禁止

受託事業者が、事業を一括して第三者に委託してはならない。ただし、事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ組合の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うものとする。

② 再委託先の要件

再委託先の事業者は、暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律の第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

③ 再々委託の禁止

再委託先となったものがさらに第三者に委託（再々委託）してはならない。

(3) 守秘義務

個人情報、組合が秘密と指定した事項及び事業の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

なお、再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

(4) 著作権

作成される成果物の著作権の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ① 本事業により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、組合に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変（コンバージョンを含む。）したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ② 本事業の成果物等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権等（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれている場合、当該権利は受託事業者に留保されるが、組合は事業の成果物等を利用するために必要な範囲において、当該権利を無償で利用できるものとする。

③ 受託事業者は、組合に対し著作権人格権を行使しないものとする。

(5) 契約不適合責任

本事業に係る成果物が契約の内容に合致しないことが引渡し後6か月以内に判明した場合、組合は受託事業者に対し受託事業者の費用により追完することを請求できるものとする。

(6) 損害の賠償責任

本事業の実施にあたり組合又は第三者に損害を及ぼしたときは、組合の責任に帰する場合を除き、受託事業者が損害の賠償費用を負担するものとする。

(7) 期間満了時の対応

本事業の期間満了時、次期システムへのデータ等の移行に協力すること。

(8) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託事業者は組合と協議を行うこととする。

別紙1 機能一覧

番号	項目	機能	必須	備考
	ログイン	ID・パスワードにより、利用者を認証し、ログインできること。	○	
	登録	「別紙2 火葬簿データ」の登録ができること。	○	
		検索機能を充実させること。		
	収納管理	火葬の使用料の収納管理ができること。	○	
	帳票	分骨証明書を印刷できるようにすること。	○	
		火葬証明書を印刷できるようにすること。	○	
	統計処理	「別紙3 統計資料」を印刷できること。	○	
		「別紙3 統計資料」をCSV等で出力できること。	○	

	その他	日時の入力は西暦、和暦に対応すること。	○	
		元号が改められた場合は、システム管理者が変更できるようにすること。	○	
		管理者を変更した場合は、システム管理者が変更できるようにすること。	○	
		使用料を改正した場合は、システム管理者が変更できるようにすること。	○	
		使用料は複数登録し、切替えができるようにすること。	○	

別紙2 登録内容

項目		登録内容	
基本事項		火葬簿番号	
		年度	
		年度連番	
火葬登録	申請者	申請年月日	
		氏名	
		外国氏名	
		住所	
		死亡者との続柄	
	死亡者	氏名 <small>しめい</small>	
		外国氏名	
		性別	
		生年月日	
		死亡年月日時	
		妊娠週数	
		死亡場所	
		住所	
		本籍	
		死因	
		火葬年月日時	
		市町区分	
		分骨予定数	
		備考	
	その他	火葬許可市町区分	
		許可番号	
		使用料区分	
		使用料	
	統計登録		集計表の内容

別紙3 統計資料（新）

火葬状況報告書	・・・参考1
火葬簿登録内容一覧	
集計表	・・・参考2
集計表（月別）	・・・参考3

※集計表は斎場予約システム、火葬簿管理システムのいずれかで対応できること。

参考1 火葬状況報告書

令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

1. 死体 (2. 死胎)

氏名	性別	本籍	死亡地	生年月日	死因	火葬日
(母)						
東海市 ○人 大府市 ○人 東浦町 ○人						

参考2 集計表

令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

		東海	大府	東浦	管内計	管外	合計	
							件数	金額
12歳以上								
12歳未満								
死産児								
改葬								
人体の一部								
霊安室								
動物	一般持込	小						
		中						
		大						
		計						
	自治体持込	小						
		中						
		大						
		計						
動物小計								
合計								

参考3 集計表（月別）

令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

		4月	5月	6月	1月	2月	3月	計
12歳以上	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
12歳未満	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
死産児	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
改葬	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
人体の一部	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
動物	東海							
	大府							
	東浦							
	管外							
	計							
合計								